

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当り、その翌日)

## 目次

### ◇告 示

解除予定の保安林(二件)  
土地収用法による土地の立入り

県道の路線の認定

県道の路線の廃止

道路の区域の変更

道路の供用の開始

過疎地域対策緊急措置法による町道の改築に関する工事の完了

### ◇雑 報

地方職員共済組合役員の異動

## 告 示

### 鳥取県告示第四百五十三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(

昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年六月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字大坂字仲尾一九八の七(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 鳥取県告示第四百五十四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年六月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字柿谷字戒谷二六〇の一、二六一の一、二六一の二(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百五十五号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十二年六月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

建設大臣

二 事業の種類

一般国道五十三号改築事業(鳥取南バイパス)

三 立ち入ろうとする土地の区域

鳥取市徳尾字大樋ノ上、字千草面、字前田、字蛇尾ノ一及び字蛇尾ノ

三、徳吉字早稲田、字徳吉前、字首塚、字土手外、字前土居、字墓原、字道登、字六反田及び字古川丁場麻時、安長字矢倉田柳ヶ坪、字大磯、字監田、字梅登、字正ヶ坪、字平森、字東魚尾及び字西魚尾並びに秋里字上大石橋、字下大石橋及び字中刺地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和五十二年六月十五日から昭和五十三年三月三十一日まで

鳥取県告示第四百五十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第七条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十二年六月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

整理番号	路線名	終起	点	重要な経過地
5	才代船岡線	八頭郡八東町 八頭郡船岡町		
33	名和岸本線	西伯郡名和町 西伯郡岸本町		西伯郡大山町
34	新見多里線	日野郡日南町多里 (岡山県新見市) (鳥根県仁多郡横田町)		
35	横田多里線	日野郡日南町多里 岩美郡国府町		
36	国府八東線	八頭郡八東町		八頭郡家町

鳥取県告示第四百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十条第一項の規定に基づき、  
次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。  
昭和五十二年六月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

5	2	整理 番号	路線 名	起 終	点 点	重要な 経過地
		若桜船岡線				
			智頭作用線	八頭郡智頭町 （兵庫県佐用郡作用町）		
			40	新見日南線	日野郡日南町 （岡山県新見市）	
			39	倉吉福本線	倉吉市 東伯郡三朝町大字福本	
			37	津山智頭八東線	八頭郡八東町 （岡山県津山市）	八東郡智頭町

217	119	85	35	18	16	11	9
丸山名和線	多里横田線	才代智頭線	多里神郷線	国府丹比停車場線	作東智頭線	津山加茂智頭線	米子石見新見線
西伯郡岸本町丸山	日野郡日南町多里 （島根県仁多郡斐上町横田）	八頭郡智頭町 八頭郡八東町大字才代	日野郡日南町多里 （岡山県阿哲郡神郷町）	八頭郡八東町丹比停車場 岩美郡国府町	八頭郡智頭町 （岡山県苫田郡作東町）	八頭郡智頭町 （岡山県津山市）	米子市 （岡山県新見市）
			日野郡日南町	八頭郡家町		八頭郡智頭町新見	日野郡日南町

鳥取県告示第四百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十二年六月十日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十二年六月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

237	福本打吹停車場線	西伯郡名和町大字富長	東伯郡三朝町大字福本	倉吉市明治町
-----	----------	------------	------------	--------

道路の種類	路線名	区 間	変更前の敷地の巾員メートル	変更後の敷地の巾員メートル	延 長メートル
県道	矢矯松原線	鳥取市双六原号道久五四番一 地先から同市双六原梅ノ木谷 一七九番一地先まで	二・五〇〇	四・八〇〇	五六〇・〇
"	長谷鳥取線	鳥取市竹生字前田五三番六地 先から同市上味野字上り立六 九番地先まで	三・五〇〇	五・一〇〇	九五〇・〇
"	網代港岩美 停車場線	岩美郡岩美町大字浦富字園次 七三四番一地先から同字一、	八・〇〇〇	一〇・〇〇〇	一九四・五

"	高路古海線	鳥取市高路字下高一八二番 地先から同市高路字竜ノ元、 二六七番一地先まで	五・〇〇〇	四・五〇〇	二二〇・〇
"	郡家鹿野気 高線	鳥取市榎原字鱒谷口七二四番 地先から同市榎原字前河原六 六九番地先まで	五・〇〇〇	八・五〇〇	四三五・〇
"	加茂用瀬線	八頭郡用瀬町大字屋住字一の 渡四六三番一地先から同大字 山川三二三番二地先まで	三・五〇〇	一三・〇〇〇	一五八・〇
"	津山智頭八 東線	八頭郡智頭町大字口字波字分 谷二四九番三地先から同大字 細田四三番次二地先まで	三・五〇〇	七・〇〇〇	三三〇・〇
"	鷹狩板井原 智頭線	八頭郡用瀬町大字赤波字前田 五三二番二地先から同大字堂 ノ前六五六番のうち第一地先 まで	三・五〇〇	七・〇〇〇	二八八・〇
"	鉢伏田畑線	東伯郡東郷町大字川上字奥田 七五三番地先から同大字字河 原田、〇二七番地先まで	三・一〇〇	八・六〇〇	六〇四・〇
"	長江羽合線	東伯郡東郷町大字長江字岸一 二二番地先から同大字字石建 八〇番五地先まで	一・一〇〇	六・一〇〇	一一三・五
"	東伯郡東郷町大字門田字南三	変更前 二・七・四	変更後 一・〇八二	変更前 一・〇八二	変更後 一・〇八二

倉吉福本線	"	羽出三朝線	"	江府中和用 瀬線	"	木地山倉吉 線	杉下倉吉線	長和羽合 線
倉吉市下大江字大畑一五九番 四地先から同市大江字岸ノ下 二二九番三地先まで	"	東伯郡三朝町大字下西谷字前 田二七二番六地先から同大字 字屋敷通二一四番二地先まで	"	東伯郡三朝町大字下西谷字小 来ル木五六番地先から同大字 穴鴨字錫壺四九六番地先まで	"	東伯郡三朝町大字鎌田字深田 六二〇番二地先から同大字 早稲田二六八番一地先まで	東伯郡大栄町大字西高尾三六 四番一地从先から同大字上種カ シニ田一二六番地先まで	一一番一地从先から同大字長江 字石建七三番二地先まで
変更後 六・〇 八・八	変更前 三・一 四・八	変更後 一・八 〇・〇	変更前 四・〇 六・〇	変更後 一・一 四・八・五	変更前 五・一 九・一	変更後 九・四 二・一・五	変更前 四・八 〇・〇	変更後 七・〇 二・八・五
三三四・〇	三〇七・〇	四六六・〇	六六六・〇	二、二九〇・〇	一、〇三〇・〇	四九五・〇	一〇五・〇	一、七五七・〇

一般 百七十九号	"	"	"	"	"	"	"	"
東伯郡三朝町大字牧谷字滝ノ 谷五〇三番地先から同町大字 牧字墓ノ前二七三番二地先ま	野添浦安停 車場線 東伯郡東伯町大字三本杉字ノ 上一、一一七番一地从先から同 大字字見見ケ市一、〇四一番 一地从先まで	古長杉下線 東伯郡東伯町大字法万字上屋 敷二五一番二地从先から同大字 字ソリ四七番地先まで	大河内横田 線 倉吉市福富字上河原二三六番 地先から同市福富字前田二九 四番四地先まで	倉吉由良線 倉吉市和田字野畑三四六番二 地先から同市不入岡字大平ル 四四四番一地先まで	倉吉江北線 倉吉市巖城字宮ノ前一、二三 六番二地从先から同市巖城字井 出向無番地先まで	"	東伯郡赤碕町大字山川字新田 ケ平ル六八七番一地从先から同 字六五五番二地先まで	倉吉赤碕中 山線 倉吉市桜字上柿田四五八番地 先から同市桜字中ケ市二八三 番一地从先まで
変更後 一・二 四・三・〇	変更前 六・〇 一・一・〇	変更後 九・〇 二・五・〇	変更前 四・〇 九・五	変更後 二・六 〇・〇	変更前 三・〇 一・一・〇	変更後 八・〇 九・五	変更前 三・二 〇・〇	変更後 九・〇 二・〇・〇
七七〇・〇	七六五・〇	五三一・〇	四六四・〇	六六六・〇	六四九・〇	三六九・〇	四一三・〇	三四五・五

線	旧奈和西坪	赤碓大山線	彦名境港線			奥道末長淀江線	三百十三号												
	西伯郡名和町大字御来屋一五九番五地先から同大字一五二	西伯郡中山町羽田井字東山通一、〇四七番二地先から同町羽田井字井手料四三八番地先まで	境港市渡町三六七番四地先から同市外江町八八六番四地先まで	西伯郡大山町唐王字下清水二八九番一地先から同町稲光字村屋敷六四番一地先まで	西伯郡淀江町大字今津字狐塚一一一番一地先から同大字字向田三四三番地先まで	西伯郡関金町大字山口字杭原五七四番二地先から同大字字上屋敷通七五六番二地先まで	東伯郡三朝町大字久原字高河原六一一番四地先から同大字六二二番四地先まで	東伯郡三朝町大字曹源寺字上田七三番地先から同町大字穴鴨字錫壺四九六番地先まで	東伯郡三朝町大字落合字オノ神四六九番一地先から同町大字福頼字フサモト一八〇番一	番四地先まで									
	変更前 三・五 四・五	変更後 八・〇 一二・〇	変更前 二・〇 三・〇	変更後 一五・〇	変更前 四・〇 六・七	変更後 五・〇 六・〇	変更前 三・〇 五・〇	変更後 四・〇 六・〇	変更前 一・一 二・三・五	変更後 五・〇 七	変更前 一五・〇 一五・〇 四八・五	変更後 三・七 六・六	変更前 五・〇 九・一	変更後 一五・〇 一五・〇 四八・五	変更前 六三・七 七・〇	変更後 一六〇・〇 一五四・〇	変更前 七八三・〇	変更後 六三三・〇	
	六八・〇	七五・〇	六八五・〇	五、八〇五・〇	四、二九九・〇	五六〇・〇	五七九・〇	一五一・〇	五三〇・〇	五五三・〇	一五四・〇	一六〇・〇	七八三・〇	六三三・〇					

線	伯太岸本線	羽田井植松線	名和岸本線			福頼市山伯耆大山停車場線												
	西伯郡西伯町大字猪小路字河原ナシ七一五番三地先から同	西伯郡西伯町大字清水川字前田一九五番一地先から同大字字飛渡り二四三番地先まで	西伯郡中山町東積字家の前二六三番一地先から同町東積字大橋三〇〇番一地先まで	西伯郡岸本町久古字屋敷八番三三番一地先から同町久古字コセノ下一四三番一地先まで	西伯郡西伯町大字馬佐良字アザ原四二九番一地先から同大字字堂尻三二二番二地先まで	米子市諏訪一八二番地先から同市八幡四一五番一地先まで	西伯郡西伯町大字東上字牛子山一、三六四番二地内	西伯郡西伯町大字落合字オノ神四六九番一地先から同町大字福頼字フサモト一八〇番一	番四地先まで									
	変更前 二・五 六・五	変更後 五・〇 七・〇	変更前 二・五	変更後 八・〇 一三・〇	変更前 四・〇 五・〇	変更後 五・〇 六・〇	変更前 三・〇 四・〇	変更後 六・〇 七・〇	変更前 二・〇 三・〇	変更後 五・〇 七・〇	変更前 三・〇 四・五	変更後 六・〇 一五・〇	変更前 五・〇 九・〇	変更後 一・一 二・四	変更前 六〇〇・〇	変更後 六〇五・〇	変更前 一一八・〇	変更後 一一八・〇
	三、四二〇・〇	一五二・〇	一四二・〇	四一五・〇	四二〇・〇	四九〇・〇	三二〇・〇	二九〇・〇	二二〇・〇	七九五・〇	九八五・〇	一、二一四・〇	六三〇・〇	六〇五・〇				

黒坂溝口線	溝口天万米子線	西伯根雨線	米子空港線	県道 羽田井植松線	国道 一般 百八十号	夜見彦名米子停車場線	町大字阿賀字松賀前三八九番一地先まで
日野郡溝口町畑池字広田九三番五地先から同町二部字加藤フケ三八〇番一地先まで	日野郡溝口町溝口字沢田五四番一地先から同町溝口字新町屋敷六二二番地先まで	西伯郡西伯町大字中字四枚ケ市二二四番地先から同大字字四枚ケ市山一〇四番一地先まで	境港市佐斐神町六五五番三地先から米子市大篠津町七二二番二地先まで	西伯郡中山町羽田井字東門所四五八番一地先から同町羽田井字向森一五七番地先まで	西伯郡西伯町大字能竹字客塔道端一七九番二地先から同字一五七番三地先まで	米子市安倍一九二番三地先から同市灘町二丁目四七番地先まで	
変更後 八・〇〇 二・七〇	変更前 三・三〇 八・五〇 二・七〇	変更後 七・〇〇 一・五〇	変更前 六・〇〇 一・五〇	変更後 四・〇〇 六・〇〇	変更前 三・〇〇 五・五〇	変更後 二・〇〇	変更前 六・〇〇 一・〇〇
一、一八〇・〇	九七〇・〇 一、一八〇・〇	二二一・〇	二、二四五・〇	五六〇・〇	一六五・〇	一、六三五・〇	三、〇六五・〇

中高妻木線	赤碓大山線	県道 境 港 線	道の種類 路線名	日野郡溝口町二部字加藤フケ三八〇番一地先から同町父原字向山七五四番一地先まで
西伯郡大山町平木字八反田三三四番一地先から同町野田字	西伯郡大山町神原字下古神原一七番一地先から同町野田字村屋敷二五二番五地先まで	境港市朝日町六番三地从先から同市上道町一、九二七番四地先まで	境港市相生町二四番地先から同市上道町一、八一九番地先まで	日野郡溝口町二部字加藤フケ三八〇番一地先から同町父原字向山七五四番一地先まで
変更後 六・八〇	変更前 二・六五	変更後 一・五〇	変更前 六・七八 七・〇六	変更前 四・五〇 八・〇〇
五二〇・〇	一、〇七〇・〇	六六九・〇	四五一・〇	一、七七三・〇 一、九五三・〇

尾高淀江線		"		"		米子大山線	
変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
西伯郡西伯町大字阿賀字観音 堂八一〇番六地先から同大字 ミソキ一、〇一六番一地先ま で	米子市尾高一、六七八番一地 先から同市泉六〇三番一地先 まで	米子市尾高一、七三一番地先 から同市泉六〇三番一地先ま で	西伯郡大山町大字大山一 六番地内	西伯郡大山町大字大山一 六番地内	西伯郡大山町大字大山一 六番地先から同町大山字中門 院谷二番地先まで	米子市二本木字岩尾畑七一五 番一地从り同市赤井手字天 神免西七〇二番地先まで	米子市熊愛一三七番一地从り 同市今在家六番六地先まで 米子市二本木字岩尾畑七一五 番一地从り同市赤井手字天 神免西七〇二番地先まで
二〇・五	七・〇	一・五	二二・〇	二二・〇	五・五	一一・〇	三・五
二九五・〇	一、二二〇・〇	九六七・〇	三三八・〇	三三八・〇	一八〇・〇	一六〇〇・〇	一、八〇〇・〇

新見多里線		横田伯南線		県道印賀横田線		伯太岸本線	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
日野郡日南町豊栄字道より川 平原田九三二番一地从り同 町豊栄字古杉一、一五二番七 地先まで	日野郡日南町豊栄字道より川 平原田九三二番一地从り同 町豊栄字古杉一、一五二番七 地先まで	日野郡日南町豊栄字道より川 平原田九三二番一地从り同 町豊栄字古杉一、一五二番七 地先まで	日野郡日南町豊栄字道より川 平原田九三二番一地从り同 町豊栄字古杉一、一五二番七 地先まで	日野郡日南町豊栄字道より川 平原田九三二番一地从り同 町豊栄字古杉一、一五二番七 地先まで	日野郡日南町豊栄字道より川 平原田九三二番一地从り同 町豊栄字古杉一、一五二番七 地先まで	西伯郡岸本町岩屋谷字近原三 九四番地先から同町岩屋谷泉 頭一七四番四地先まで	西伯郡岸本町岩屋谷字近原三 九四番地先から同町岩屋谷泉 頭一七四番四地先まで
七・七	二・五	六・八	二・六	六・五	一・七	六・〇	五・〇
六六五・六	七一一・〇	六五九・〇	六八三・四	二〇〇・〇	二八五・〇	四六〇・〇	五三二・〇



瀬線	江府中和用	西伯根雨線	黒坂溝口線	菅沢日野線	新見日南線	新見多里線	横田多里線	多里伯太線
日野郡江府町大字宮市字如来原一、〇四〇番二地先から同大字字坂根一〇八一番一地先まで	日野郡溝口町福居字穴ヶ峠奥五五八番地先から同町福居字樋ヶ谷六六五番一地先まで	日野郡日野町黒坂字中町西裏一、四四八番四地先から同町黒坂字上和田河原三〇七番地先まで	日野郡日野町黒坂字元正法寺廻り四一八番一地先から同町黒坂字榎町一、二四八番地先まで	日野郡日南町下石見字原七〇一番一地先から同町下石見字クボキ原三一〇番五地先まで	日野郡日南町豊栄字古松一、一五二番七地先から同町湯河字出立一、〇三五番一地先まで	日野郡日南町多里字西方寺内一六二番二地先から同町萩原字溝田八八〇番一地先まで	日野郡日南町折渡字向ノ原橋ノ上ミ九二七番一地先から同町折渡字上ミ川西山一、〇二三番三地先まで	日野郡江府町大字御机字龍王殿四六八番一地先から同字四六四番一地先まで
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
一〇・〇〇	四・〇〇	三・五〇	三・五〇	四・九〇	三・〇〇	四・五〇	四・〇〇	八・三〇
二五・〇〇	七・〇〇	六・〇〇	六・〇〇	九・五〇	一・六〇	二・五〇	六・三三	七・四〇
九六〇・〇〇	九五九・〇〇	七六一・〇〇	四〇五・〇〇	一九八・三〇	一・三九〇・〇〇	四・一六〇・〇〇	六三三・二〇	七六六・〇〇

百七十九号	百八十三号	百八十一号	百八十号	江府線	上徳山俣野	如来原倉吉線
東伯郡三朝町大字木地山字打札一、一六六番一地先から同大字字粟祖谷一、〇六〇番二	日野郡日南町多里字代ノ前六六八番一地先から同町萩原字溝田八八〇番一地先まで	日野郡日野町長字吹ノ原中道下タ一、四三八番一地先から同町上菅字坂口道下タ一、〇九〇番一地先まで	日野郡日野町金持字朝狩尻一、〇三七番地先から同町金持字沢尻五二〇番地先まで	日野郡日野町内谷字高下田一、一三六番一地先から同町倉谷字大町家ノ前一、三八五番三地先まで	日野郡江府町大字俣野字越峠道ノ下タ九〇三番二地先から同大字字森ノ下タ二〇〇番一	日野郡江府町大字御机字龍王殿四六八番一地先から同字四六四番一地先まで
変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
一八・〇〇	三・七五	一六・〇〇	二・三五	七・三〇	三・二〇	六・五〇
三五七・七〇	一、五一七・九〇	六二六・七〇	一、〇〇五・〇〇	二、一七〇・九〇	九三六・〇〇	二五〇・〇〇

鳥取港湖山停車場線		奥谷正蓮寺線		網代港岩美停車場線		泊絹見青谷線		長和田羽合線		三朝東郷線		西伯郡西伯町大字落合字中河原三四二番三地从先から同町太字法勝寺才ノ木二三〇番一地从先まで	
変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
鳥取市賀露町灘端一、五三八の六五番地先から同町港ノ巻一、一六四の三四番地先まで	鳥取市賀露町西浜一、七五七の七一八番地先から同町港ノ巻一、一六四の三四番地先まで	岩美郡国府町宮ノ下字下鷲尾四三三番地先から鳥取市東今在家字上向三一五番一地从先まで	岩美郡国府町奥谷字辺田ケ坪三六〇番三地从先から鳥取市東今在家字上向三一五番一地从先まで	岩美郡岩美町大字網代字大綱代一七七番地先から同大字鴨磯北側三七〇番地先まで	岩美郡岩美町大字網代字大綱代一八番一八九地先から同大字鴨磯北側三七〇番地先まで	気高郡青谷町大字吉川字内前田八四番四地先から同大字前田中瀬一二八番一地从先まで	気高郡青谷町大字吉川字内前田八四番四地先から同大字前田中瀬一二八番一地从先まで	東伯郡東郷町大字長和田字出口五六一番三地从先から同大字隅田五二六番五地从先まで	東伯郡東郷町大字長和田字出口五六一番三地从先から同大字隅田五二六番五地从先まで	東伯郡三朝町大字片柴字上天満一、〇四五番二地从先まで	東伯郡三朝町大字片柴字上天満一、〇四五番二地从先まで	東伯郡三朝町大字片柴字上天満一、〇四九番一地从先から同大字一、〇四五番二地从先まで	東伯郡三朝町大字片柴字上天満一、〇四九番一地从先から同大字一、〇四五番二地从先まで
〓二二・〇 〓三九・五	〓三・二 〓六・〇	〓九・〇 〓二・〇	〓三・五 〓五・〇	〓八・〇 〓四三・〇	〓一・〇 〓八・〇	〓七・五 〓四〇・〇	〓三・八 〓五・五	〓四・〇 〓六・五	〓九・〇 〓二九・五	〓五・三 〓九・四	〓二・五 〓四・〇	〓三・八 〓五・五	〓四・〇 〓一三・六
七五二・〇	六二二・〇	三三九・三	四六〇・〇	五八五・〇	四一八・〇	三、七七八・八	七七八・〇	一九八・〇	二二〇・〇	七〇・〇	五二・〇	七五二・〇	一、〇一五・〇

国道一般	新見多里線	県道線	国道一般
百八十号		金屋谷江府	百八十号
変更前	変更後	変更後	変更後
日野郡日野町門谷字太郎谷の 参九五八番地先から同町門谷 字林捨一、一三四番一地先ま で	日野郡日南町湯河字小田四〇 二番一地从り同町湯河字代 田三四四番一地先まで	日野郡溝口町岩立字北谷八七 六番六地先から同町大内字奥 谷坂景二、九四六番一地先ま で	西伯郡西伯町大字落合字中河 原三四二番三地从り同町大 字法勝寺才ノ木二三〇番一地 先まで 西伯郡西伯町大字法勝寺字大 王堂三三一番一地从り同大 字字才ノ木二三〇番一地先ま で
一〇・〇〇〇 一五〇〇〇	七〇〇〇 三〇〇〇	九・七〇〇 四・九〇〇	四・〇〇〇 一三・〇〇〇 一・〇一五・〇〇〇
四、六八一・〇	五三八・〇	三、六三一・五	三、七四七・二 三八五・〇

国道一般	如来原倉吉線	車場線	西福原後藤停車場線	加茂御来屋線	道路種類	変更後
百八十一号					路線名	日野郡日野町門谷字太郎谷の 参九五八番地先から同町門谷 字林捨一、一三四番一地先ま で
変更後	変更後	変更後	変更後	変更後	区間	
日野郡江府町大字武庫字今市 四五一番八地先から同大字 前田六七番一地先まで	東伯郡関金町大字野添字笹ヶ 平ル四六七番地先から同大字 掘字名子平二、六七一番地先 まで	西伯郡中山町樋口字東向田八 四番四地先から同町柴田字堤 東筋六三三番一地先まで	米子市両三柳五〇番二地先か ら同市米原一三六番地先まで	西伯郡名和町大字小竹一、〇 六九番一地从り同町大字 御来屋一四八番五地先まで	変更前 敷地巾員 メートル	四、六八一・〇
七〇〇〇	四・〇〇〇 九・二〇〇 三・〇〇〇	八・〇〇〇 六・五〇〇	一八・〇〇〇 七・五〇〇	六・〇〇〇 一五・〇〇〇	延 メートル	
七〇〇〇	二、〇四六・〇 六二〇・〇	二、三二二・〇 六九五・〇	二六〇・〇 二三四・〇	三、〇五〇・〇 三、一八〇・〇		

鳥取県告示第四百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始するので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十二年六月十日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十二年六月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般 国道	百八十号	西伯郡西伯町大字法勝寺字大王堂三三 一番一地从り同大字字才ノ木二三〇 番一地从りまで	昭和五十二年 六月十日
県道	高路古海線	鳥取市高路字下高下一八二番地先から 同市高路字竜ノ元二六七番一地从りまで	"

鳥取県告示第四百六十号

過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第三十一号）第十三条第一項の規定に基づき、町道の改築に関する工事が完了したので、過疎地域対策緊急措置法施行令（昭和四十五年政令第四百四号）第六条第二項の規定により告示する。

昭和五十二年六月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円（送料を含む。）】

路線名	工 事 完 了 区 間	工事の種類	工事の完了の日
佐治村道 高山線	八頭郡佐治村大字高山字マセ二四番地先 から同字二一番一地从りまで	改築	昭和五十二年 三月二十五日
江府町道 柿原線	日野郡江府町大字柿原字ウダ谷崎ノ平六 一八番六地内	"	"
"	日野郡江府町大字柿原字宮ノ向六九七番 地先から同大字字上屋敷七七三番五地先 まで	"	"

雑 報

地方職員共済組合役員の異動について地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第14条第4項の規定に基づき、役員の異動について、次のとおり公告する。

昭和52年6月10日

鳥取県職員共済組合理事長 斎 藤 正 夫

就任 理事（常勤） 及 川 謙 三 （昭和52年5月22日付）